

令和6年度 福岡県地域福祉活動職員連絡会 事業計画

(1) 方針

昨年度の事業報告にも記されているとおり、住民同士の関係や地域づくりがコロナ前に戻り、社協にとっても、地域住民にとっても、「地域福祉の推進」の重要性や幸福さを再認識した1年になったかと思います。

しかし、これまで課題認識されていた事柄に加え、潜在的な生活課題がコロナ禍や物価高騰等の影響により顕在化され、わたしたちを取り巻く社会課題はより複雑化してきています。

また、近年自然災害が頻発し、わたしたちの地域は「いつ、何があってもおかしくない」危険性があるように思います。

そのような状況の中、わたしたち社協職員は、目先の課題にとらわれることなく、過去・現在・未来の視野を持って、地域福祉の推進を目的に、住民主体の原則を大切にしながら、日々活動しています。さらに、規模や取組みは異なれど、全国各市区町村に存在し、同じ役割や目的をもって取組む組織ということが、社協の最大の強みの1つであり、この強みがあるからこそ、わたしたち社協は地域の垣根を越えて、組織・職員同士が助け合える関係性を持っていると思います。

このようなことから、社協で役割を全うするわたしたちワーカーは住民一人ひとりに向き合いながら、地域の個別課題に対応し、共通性を見出し、地域課題解決に向けた取組みにアプローチし、時には社協の事業化を働きかけ、常に地域福祉の実現に向けて動くことが求められています。

そのためには、地域住民との信頼関係はもちろんのこと、ワーカー自身の幅広い知識、専門的な視点、人間力、経験、タイムリーな情報把握、多様なネットワーク等が必要不可欠です。地職連は社協職員同士で形成された、いわば「住民主体組織」であり、長きにわたって活動してきた歴史があります。

歴代の会長や役員が伝えてきた通り、役員が参加者をお迎えする場ではなく、やらされる・参加させられる場でもありません。わたしたちが地域住民へ伝えているように、ワーカー全員が主体で取り組む組織です。同じような悩みを抱えながらも日々尽力しているワーカー同士が、地職連という場を通して、横のつながりを生みだし、常日頃から切磋琢磨できるよう、会員皆様の意識向上と主体的な参画、積極的な意見交換をお願いいたします。

上記方針のもと、令和6年度は次のとおり事業を遂行いたします。

(2) 具体的な事業内容

【研修事業】

「社協ワーカーの^{まなこ}眼～ワーカーたるものここに拘れ！～」

社協の目的は地域福祉の推進ですが、住民のニーズ、地域の実情や文化、成り立ちなど、それぞれの地域によって効果的な取り組みは異なり、各社協で多種多様な活動が展開されています。それでは、その中で働く社協ワーカーはどういった視点で、どのような考えで動いているのでしょうか。それぞれのワーカーで着目している点や拘りに違いはあると思いますが、同じ社協で働くワーカー同士共通点もあるかと思います。しかし、近年では委託事業の増加や社会情勢の変化等に伴い、担当の細分化が行われ、担当事業をこなすのが仕事、サロンを増やすのが仕事だと思い込んでいる社協ワーカーも一定数いる様に感じます。本来、社協ワーカーのミッションはそんな型にはまったことをすることなのではないでしょうか。そこで今回は、福岡県を代表

する型にはまらない社協ワーカーたちが、こういった視点（まなこ）で、何に拘って日々の活動をしているのかについて学び、ワーカー一人ひとりが視野をより広げていけるよう、本研修会を開催いたします。

▼日 時／令和6年5月31日（金）14時～17時

▼会 場／リファレンス駅東ビル2階Y-1会議室

▼対象者／社協職員60名程度（予定）

▼パネラー／久留米市社会福祉協議会 地域福祉課 荒木 裕太 氏
東峰村社会福祉協議会 地域福祉係 中島 望 氏
筑後市社会福祉協議会 地域福祉係長 卜部 善行 氏
大川市社会福祉協議会 地域福祉係長 野尻 裕太 氏

▼コーディネーター／志免町社会福祉協議会 地域福祉係長 宿利 幸央 氏

「人の心を動かすワーカーに！ネゴシエーション力向上研修」

社協ワーカーは地域福祉の推進を目的に多くの「人」と接しています。地域には様々な年齢、属性、職種の方などがおり、社協ワーカーは多様な主体の参画のもと、より良い地域の実現のため協働していくことが必要です。人それぞれ価値観も考え方も異なる地域の中で、ソーシャルワークの理念や価値の実現に向けて現状との異なりや差を縮める活動であるネゴシエーション（交渉）や、妥協点を見つける折衝が社協ワーカーに求められる場面もあるかと思えます。

そこで本研修は、社協ワーカーとして必要な交渉や折衝、さらには話し方等について事例や演習を通して身に着けることを目的に開催いたします。

▼日 時／令和6年9月頃（予定）

▼会 場／クローバープラザ 506 研修室A B

▼対象者／社協職員60名程度（予定）

▼講 師／株式会社話し方教育センター専任講師（予定）

「被災地支援は“スタディ”なのか！？、“タスク”なのか！？、それとも“ミッション”なのか！？

～被災地社協を、支援する社協職員の意義を考える～

近年頻発する自然災害によって被災し、災害ボランティアセンターを設置・運営する社協の支援として、わたしたち職員は「応援職員」「派遣職員」として運営支援に携わることが多くあります。わたしたち社協が「災害ボランティアセンターを運営する意義」は理解していると思いますが、「災害ボランティアセンターを運営する社協を支援する意義」の視点は果たして持ち合わせているのでしょうか。

本研修会では、その意義に視点を置き、災害ボランティアセンターの支援者として入る社協ワーカーの心構えを学ぶことを目的に開催いたします。

▼日 時／令和6年度内（予定）

▼会 場／クローバープラザ（予定）

▼対象者／社協職員60名程度（予定）

▼講 師／災害ボランティア活動支援プロジェクト会議関係者、被災地経験社協職員 など（予定）

「コミュニティソーシャルワーカー養成研修」

社会福祉法では、市町村社協の使命・設置目的は「地域福祉の推進を図ること」とされています。

「地域福祉の推進」とは、地域住民や様々な関係機関・民間企業などの多様な参画を得て、援助が必要な人々が地域で安心して生活できる基盤を整えることと考えます。本来、社協やコミュニティソーシャルワーカーは、あらゆる生活課題や地域の問題を取り上げ、柔軟性や開拓性をもって、行政では対応できない制度の狭間にアプローチできる存在だと思います。しかし、時代とともに制度・施策に基づく事業への対応が優先され、ソーシャルワークの柔軟性や開拓性を損なわせていないでしょうか。

社協で働くコミュニティソーシャルワーカーの役割の再認識や、具体的にどのような業務を行い、地域にアプローチしているのかを学び、深め合うことを目的に本研修を開催いたします。

- ▼日 時／令和6年11月頃（予定）
- ▼会 場／リファレンス駅東ビル 2階T会議室（予定）
- ▼対象者／社協職員50名程度（予定）
- ▼講 師／未定

【役員研修】

「社協基本要項2025を読み解き“住民主体”を考える～私の社協の現状とこれからの取組み～」

平成4年に「新・社協基本要項」が策定された後、社会福祉や社会保障の分野においても、新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢や経済状況に変化がありました。このような社会変化に伴い、「社協基本要項」が約30年ぶりに改訂されます。

今回、「社協基本要項2025」を読み解きながら、私のまちの社協のあるべき姿や課題を共有し、問題解決を図るとともに、社協で働くワーカーとしての使命や活動原則について改めて見つめなおします。

また、社協基本要項にも記載がある「住民主体」について、住民が主体的に地域に関わることができるよう、社協職員が普段から取り組んでいることに焦点を当て、情報交換、意見交換を行います。

- ▼日 時／令和7年1月～3月頃
- ▼会 場／クローバープラザ 507研修室（予定）
- ▼対象者／福岡県地域福祉活動職員連絡会役員、他（予定）
- ▼講 師／未定

【会議の開催】

■全体会議の開催-----

近年、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な活動が制限されてきました。しかし、令和5年に5類に移行し、徐々にコロナ禍前の生活にもどりつつあります。その中で、改めて日々の業務の取り組み方や住民ニーズの変化等を各社協でどのように取り組んでいるのか情報交換を行い、社協ワーカーとして成長することを目的に本会議を行います。

▼日 時／令和6年度内（予定）

▼会 場／クローバープラザ 501 研修室（予定）

▼対象者／社協職員 30 名程度（予定）

▼内 容／事前に議題を集約し、テーマに準じたディスカッション（予定）

■委員会・課題別会議の開催および自主研修支援-----

社協はその性質上、まだまだ日の目を見ていない様々な福祉課題に関わっています。しかし、取り組む上で「この方法で良いのだろうか」、「本当にこの人のための活動になっているだろうか」、「ワーカーとしての視点が入っているだろうか」など様々な自問自答や戸惑いを感じている方も少なくはないのではないのでしょうか。県内には同じような悩みを抱えているワーカーもいます。そこで同じ悩みを持つワーカー同士の情報交換、悩みを共有する場、地域福祉活動の調査、研究の場を一層盛り立てていくため、下記の要件を満たす委員会、自主研修活動へ助成を行います。

【委員会・課題別会議助成条件】（以下の全ての項目を満たすもの）

- ①社協ワーカーの資質向上やつながりづくりを目的とし、年3回以上の会議が開催されること。
- ②単年度に1回以上の研修実施、または研究の成果物を提出できる見込みがあること。
- ③参加の呼びかけは地職連HP、SNS等を活用して県内全体に行うこと。
- ④会の活動目的、活動計画、必要経費等について、会長の承認を得ること。
- ⑤会のメンバーが3社協3名以上であること。 ※会運営費の上限は単年度10万円とします。

【自主研修会助成条件】（以下の全ての項目を満たすもの）

- ①社協ワーカーの資質向上やつながりづくりを目的として開催されること。
- ②参加の呼びかけは地職連HP、SNS等を活用して県内全体に行うこと。
- ③開催要項（案）と予算（案）について、研修開催日の2か月前までに会長の承認を得ること。
- ④研修参加者が3社協6名以上を見込めること。 ※上限は1回あたり5万円とします。

【広報事業】

■会報「まなこ」の発行-----

会報「まなこ」は、本会が発足当初から、社協ワーカーとしての思考・視点で書き、社協ワーカーが地域で活動する上での思いや主張を語る場として発行し続け、全国の都道府県社協、市区町村社協にも送り続けています。今後も、地域の中で福祉課題を抱える人たちの思いや地域の課題に取り組むワーカーの思いを伝えるために、発行したいと考えています。県内ワーカーの主体的な参加を促し発行します。

▼年2回（9月頃、3月頃）発行予定

■ホームページ、facebookの運営-----

県内社協職員の協力を得ながら、情報発信のツールとしてホームページの運営をしています。地職連の研修告知や広報誌『まなこ』バックナンバーの掲載、各社協の活動等も発信できるようになっておりますので、ご活用ください。研修等へのお申し込みもHPのGoogleフォームより可能です。facebookについては、タイムリーな情報発信のツールとして今後も運営を続けます。

【その他の事業】

■福岡県社協との連携-----

広域社協である県社協との連携を深め、意見・情報交換の場を設け、課題を見据えながら必要に応じ研修会の共同企画などを行っていきます。